様式第６号（第６条関係）

景観づくり基準対応説明書

（水と緑を活かすゾーン）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 行為の場所 | 景観ゾーン | 水と緑を活かすゾーン |
| 地名地番 |  |
| 行為の種類 | □建築物の建築等 | 区分 | □新築　□増築　□改築　□移転□外観の変更（□修繕　□模様替　□色彩変更） |
| □工作物の建設等 | □新築　□増築　□改築　□移転□外観の変更（□修繕　□模様替　□色彩変更） |
| □開発行為 |  |
| □物件の堆積 | 遮蔽物 | □植栽　□鋼板　□その他（　　　　　　　　　） |
| 建築物・工作物 | 勧告・変更命令基準 | □　朝霞市景観計画の色彩基準に該当する色彩及び点滅する光源が形成する各立面（着色していない石、土、木、レンガ、コンクリート等の素材で仕上げる外観の部分を除く。）の面積が、当該立面の面積の合計の３分の１を超えない。 |
| 物件の堆積 | 勧告基準 | □　堆積の高さが３ｍを超えない。□　遮蔽物等があり、周囲から堆積物が見えない。□　朝霞市景観計画の色彩基準に該当する色彩の面積が、遮蔽物の外観のうち各立面につき、当該立面の面積の合計の３分の１を超えない。 |
| 建築物の建築等・工作物の建設等 | 周辺景観の中でのあり方 | □　広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意している。具体的な留意点：□　斜面林の稜線や神社仏閣等の地域の優れた眺望を大切にし、道路その他の公共の場所からの眺望の保全に配慮している。具体的な配慮事項：□　河川沿いからの眺めに配慮し、斜面林等の地域の景観の特徴付けている要素への眺めを阻害しない配置及び規模としている。具体的な配慮事項：□　東林橋からの下流方向の見通しの確保に配慮し、黒目川の桜並木への眺めを阻害しない規模としている。具体的な配慮事項：□　東武東上線の車窓からの上流方向の開放的な眺めに配慮した規模としている。 |
|  |  | 具体的な配慮事項： |
|  | 形態・意匠・色彩等 | □　建築物の外壁等、外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩としている。また、外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観と調和した光色等としている。具体的な配慮事項：□　建築物等の大きさは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じさせないようにしている。具体的な配慮事項：□　建築物等の形態は、周辺のまちなみや建築物の形態と調和した形態としている。外観を構成するものは、周辺の景観との連続性に配慮し、位置をそろえている。具体的な配慮事項：□　河川沿いからの眺めに配慮し、長大な擁壁が生じない造成、形態の分節、分割等によって、周辺の景観になじませている。具体的な配慮事項：□　東林橋からの下流方向の見通しの確保に配慮し、黒目川の桜並木への眺めを阻害しない形態及び意匠としている。具体的な配慮事項：□　東武東上線の車窓からの上流方向の開放的な眺めに配慮した形態及び意匠としている。具体的な配慮事項：□　外壁等外観を構成するものは、原色に近い色彩や点滅する照明は避けている。多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮している。具体的な配慮事項：□　外壁及び屋根の基調色は、水辺や樹木及び樹林と調和する低彩度色とし、朝霞市景観計画の色彩基準に十分配慮した色彩としている。 |
|  |  | 具体的な配慮事項：□　屋外階段は、建築物本体と調和した外形及び色彩としている。具体的な配慮事項：□　屋上設備等は、外部から直接見えにくいように壁面、ルーバー等で遮蔽している。ルーバー等は、建築物本体と調和する外形及び色彩としている。具体的な配慮事項： |
|  | 外構・植栽等 | □　敷地内の道路等の公共空間に面する部分には、埼玉県産植木類等、地域の景観に調和した樹種を植栽している。具体的な配慮事項：□　通りの連続性に配慮した植栽の配置や、歩行者が魅力を感じる配置としている。具体的な配慮事項：□　周辺の緑の連続性に配慮し、樹林及び樹木の保全や高木等の植栽に努めている。具体的な配慮事項：□　塀、垣及び柵は、周辺の景観と調和した形態、意匠、素材及び色彩としている。具体的な配慮事項：□　擁壁は、圧迫感を生じないよう配置や形態の分節及び分割、表面処理等によって周囲の景観になじませている。具体的な配慮事項：□　駐車場及び駐輪場、ごみ置場等の付属施設の外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩としている。具体的な配慮事項：□　外観を構成するものに照明を設ける場合は、点滅する照明は控え、周辺の景観と調和した光色等としている。 |
|  |
|  |  | 具体的な配慮事項：□　敷地内に湧水等の水辺がある場合は、これらの空間の保全及び活用に配慮している。具体的な配慮事項： |
| 開発行為 | □　地域の景観を改変しないよう、長大なのり面や擁壁が生じない造成としている。ただし、建築基準法及び都市計画法の関係規定を遵守すること。具体的な配慮事項：□　のり面や擁壁は、圧迫感を生じない配置や形態の分節及び分割、表面処理等によってなじませている。具体的な配慮事項：□　周辺の緑の連続性に配慮し、樹林及び樹木の保全や高木等の植栽に努めている。具体的な配慮事項： |
| □　計画地内に湧水等の水辺がある場合は、これらの空間の保全及び活用に配慮している。具体的な配慮事項： |
| 物件の堆積 | □　資材等を堆積する場合は、人の目線より低く整然と堆積し、堆積物の周辺を植栽等で遮蔽している。具体的な配慮事項：□　河川沿いには、できる限り出入口を設けていない。やむを得ず設ける場合は、門扉等を設置している。具体的な配慮事項：□　物件の堆積の遮蔽物は、周辺の景観と調和した素材や色彩とし、別表の色彩基準に該当する色彩の使用を控えている。具体的な配慮事項： |

備考　該当する□にレ印を付してください。

（該当しない項目には、「該当なし」と記入してください。）

景観づくり基準対応説明書

（安全で快適な住まいゾーン）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 行為の場所 | 景観ゾーン | 安全で快適な住まいゾーン |
| 地名地番 |  |
| 行為の種類 | □建築物の建築等 | 区分 | □新築　□増築　□改築　□移転□外観の変更（□修繕　□模様替　□色彩変更） |
| □工作物の建設等 | □新築　□増築　□改築　□移転□外観の変更（□修繕　□模様替　□色彩変更） |
| 建築物・工作物 | 勧告・変更命令基準 | □　朝霞市景観計画の色彩基準に該当する色彩及び点滅する光源が形成する各立面（着色していない石、土、木、レンガ、コンクリート等の素材で仕上げる外観の部分を除く。）の面積が、当該立面の面積の合計の３分の１を超えない。 |
| 建築物の建築等・工作物の建設等 | 周辺景観の中でのあり方 | □　広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意している。具体的な留意点：□　斜面林の稜線や神社仏閣等の地域の優れた眺望、道路その他の公共の場所からの眺望の保全に配慮している。具体的な配慮事項： |
| 形態・意匠・色彩等 | □　建築物の外壁等、外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩としている。また、外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観と調和した光色等としている。具体的な配慮事項：□　建築物等の大きさは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じさせないようにしている。具体的な配慮事項：□　歩行者の通行が多い道路沿道では、通りの連続性に配慮した配置及び規模や、歩行者にゆとりを与える配置としている。具体的な配慮事項：□　建築物等の形態は、周辺のまちなみや他の建築物の形態と調和した形態としている。外観を構成するものは、周辺の景観との連続性に配慮し、位置をそろえている。具体的な配慮事項： |
|  |  | □　外壁等外観を構成するものは、原色に近い色彩や点滅する照明は避けている。多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和及び使用する量のバランスに十分配慮している。具体的な配慮事項：□　外壁及び屋根の基調色は、落ち着きのあるまちなみをつくり、周辺の樹木及び樹林と調和する低彩度色とし、朝霞市景観計画の色彩基準に十分配慮した色彩としている。具体的な配慮事項：□　屋外階段は、建築物本体と調和した外形及び色彩としている。具体的な配慮事項：□　屋上設備等は、外部から直接見えにくいように壁面、ルーバー等で囲っている。ルーバー等は、建築物本体と調和する外形及び色彩としている。具体的な配慮事項： |
|  | 外構・植栽等 | □　敷地内の道路等の公共空間に面する部分には、県産植木類等、地域の景観に調和した樹種を植栽している。具体的な配慮事項：□　通りの連続性に配慮した植栽の配置や、歩行者が魅力を感じる配置としている。具体的な配慮事項：□　周辺の緑の連続性に配慮し、樹林及び樹木の保全や高木等の植栽に努めている。具体的な配慮事項：□　塀、垣及び柵は、周辺の景観と調和した形態及び意匠、素材や色彩としている。具体的な配慮事項：□　擁壁は、圧迫感を生じない配置や形態の分節及び分割、表面処理等によって周囲の景観になじませている。 |
|  |  | 具体的な配慮事項：□　駐車場、駐輪場、ごみ置場等の付属施設の外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩としている。具体的な配慮事項：□　外観を構成するものに照明を設置する場合は、点滅する照明は控え、周辺の景観と調和した光色等としている。具体的な配慮事項：□　敷地内に湧水等の水辺がある場合は、これらの空間の保全及び活用に配慮している。具体的な配慮事項： |

備考　該当する□にレ印を付してください。

（該当しない項目には、「該当なし」と記入してください。）

景観づくり基準対応説明書

（商業にぎわいゾーン）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 行為の場所 | 景観ゾーン | 商業にぎわいゾーン |
| 地名地番 |  |
| 行為の種類 | □建築物の建築等 | 区分 | □新築　□増築　□改築　□移転□外観の変更（□修繕　□模様替　□色彩変更） |
| □工作物の建設等 | □新築　□増築　□改築　□移転□外観の変更（□修繕　□模様替　□色彩変更） |
| 建築物・工作物 | 勧告・変更命令基準 | □　朝霞市景観計画の色彩基準に該当する色彩及び点滅する光源が形成する各立面（着色していない石、土、木、レンガ、コンクリート等の素材で仕上げる外観の部分を除く。）の面積が、当該立面の面積の合計の３分の１を超えない。 |
| 建築物の建築等・工作物の建設等 | 周辺景観の中でのあり方 | □　広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意している。具体的な留意点：□　斜面林の稜線や神社仏閣等の地域の優れた眺望を大切にし、道路その他の公共の場所からの眺望の保全に配慮している。具体的な配慮事項： |
| 形態・意匠・色彩等 | □　建築物の外壁等、外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩としている。また、外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観と調和した光色等としている。具体的な配慮事項：□　建築物等の大きさは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにしている。具体的な配慮事項：□　歩行者の通行が多い道路沿道では、低層部や出入口部において、自然素材の活用や開放的なしつらえ等により、歩行者が魅力を感じる形態及び意匠としている。具体的な配慮事項：□　建築物等の形態は、周辺のまちなみや建築物の形態と調和した形態としている。外観を構成するものは、周辺の景観との連続性に配慮し、位置をそろえている。 |
|  |  | 具体的な配慮事項：□　外壁等外観を構成するものは、原色に近い色彩や点滅する照明は避けている。多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮している。具体的な配慮事項：□　外壁及び屋根の基調色は、つながりや魅力のあるまちなみをつくるあたたかみのある色彩とし、朝霞市景観計画の色彩基準に十分配慮した色彩としている。具体的な配慮事項：□　屋外階段は、建築物本体と調和した外形及び色彩としている。具体的な配慮事項：□　屋上設備等は、外部から直接見えにくいように壁面、ルーバー等で遮蔽している。ルーバー等は、建築物本体と調和する外形及び色彩としている。具体的な配慮事項： |
|  | 外構・植栽等 | □　敷地内の道路等の公共空間に面する部分には、県産植木類等、地域の景観に調和した樹種を植栽している。具体的な配慮事項：□　通りの連続性に配慮した植栽の配置や、歩行者が魅力を感じる配置としている。具体的な配慮事項：□　周辺の緑の連続性に配慮し、樹林及び樹木の保全や高木等の植栽に努めている。具体的な配慮事項：□　塀、垣及び柵は、周辺の景観と調和した形態、意匠、素材及び色彩としている。具体的な配慮事項：□　擁壁は、圧迫感を生じない配置や形態の分節及び分割、表面処理等によってなじませている。 |
|  |  | 具体的な配慮事項：□　駐車場、駐輪場、ごみ置場等の付属施設の外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材及び色彩としている。具体的な配慮事項：□　外観を構成するものに照明を設置する場合は、点滅する照明は控え、周辺の景観と調和した光色等としている。具体的な配慮事項：□　敷地内に湧水等の水辺がある場合は、これらの空間の保全及び活用に配慮している。具体的な配慮事項： |

　備考　該当する□にレ印を付してください。

（該当しない項目には、「該当なし」と記入してください。）